

米国・中国知的財産権訴訟判例解説（第70回）

中国における実用新型特許の創造性判断

～先行技術における技術啓示～

河野特許事務所 所長・弁理士 河野 英仁

1. 概要

中国では創造性（日本の進歩性に相当）に関し、以下の通り規定している。

創造性とは、公知技術に比べて、その発明が格別の実質的特徴及び顕著な進歩を有し、その実用新型が実質的特徴及び進歩を有することをいう（専利法第22条第2項）。

本事件では、主引例との相違点に対し、副引例を組み合わせて技術的課題を解決するための技術啓示が副引例に存在するか否かが争点となった。

最高人民法院は、技術啓示が存在し創造性なしと判断した審判部の決定¹を取り消し、創造性を有する判断を下した一審判決²を支持した³。

2. 背景

(1) 特許の内容

特許権者である建華建材（中国）有限公司及び江蘇建華新型壁材有限公司は、「一体式機械接続ジョイント装置」と称する実用新型特許第202021340478.6号（以下、478特許という）を所有している。478特許は2020年7月9日に出願され、2021年3月30日に登録された。

争点となった請求項1は以下のとおりである。なお筆者において争点となった主引例との相違点に下線及び符号を付した。

1. 一体式機械接続ジョイント装置において、

上ナット、下ナット、プラグロッド、リミットスリーブ、弾性部品、シールシリンダ及び保持スリーブを含み、

プラグロッドの上部は上ナット内に挿入され、リミットスリーブ、弾性部品、シールシリンダ及び保持スリーブは下ナット内に挿入され、

リミットスリーブ4の下部及びシールシリンダ6の上部は共にねじ山を有し、シールシリンダ6は、リミットスリーブ4にねじ込まれて一体化され、シールシリンダ6底端と下ナット2底端との間は間隙を有し、

1 審判部決定 第562944号

2 北京知識産権法院2024年11月28日判決（2023）京73行初19852号

3 最高人民法院2026年5月29日判決（2025）最高法知行終177号